

週刊WEB

# 企業経営 マガジン

2018  
572  
4/17

ネット  
ジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2018年4月13日号

## 月次GDPから見た最近の景気動向 ～18年1-3月期はマイナス成長の可能性が 高まるが、回復基調は維持

経済・金融フラッシュ 2018年4月10日号

## 景気ウォッチャー調査(18年3月) ～天候不順による影響が和らぐも、改善は限定的

経営  
TOPICS

統計調査資料  
消費動向調査 (平成30年3月実施調査結果)

経営情報  
レポート

人材不足を補う外国人労働者の戦力化を図る  
外国人労働者の活用のポイント

経営  
データ  
ベース

ジャンル:事業承継・相続 サブジャンル:相続税の基本  
相続人となる子供の範囲  
配偶者の税額軽減制度とは

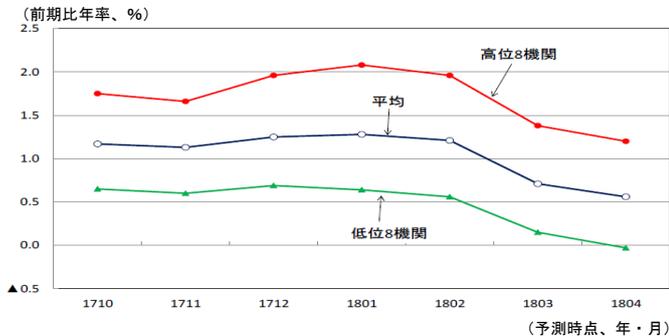
本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

発行:税理士法人 森田会計事務所

# 月次GDPから見た最近の景気動向 ～18年1-3月期はマイナス成長の可能性が高まるが、回復基調は維持

**1** 着実な回復が続いていた日本経済だが、2018年1-3月期の鉱工業生産が8四半期ぶりの減産となることが確実となり、実質GDP成長率の見通しも大幅に下方修正されるなど、足もとの景気には変調の兆しも見られる。

## 18年1-3月期の実質GDP成長率予測の推移



(資料) 日本経済研究センター「ESP フォーキャスト調査」

**2** 当研究所が景気動向を迅速に把握すること、GDP速報(QE)を正確に予測することを目的として作成している月次GDPは2017年12月に前月比▲0.1%と3ヵ月ぶりに減少した後、2018年1月が同▲0.1%、2月が同▲0.5%と3ヵ月連続の減少となった。

## 月次GDPの推移



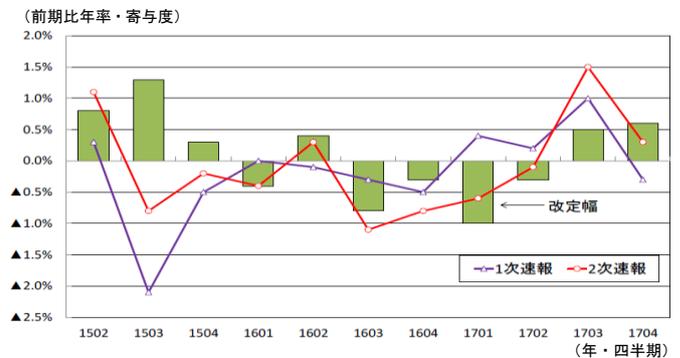
(注) シェード一部分は景気後退

**3** 現時点では3月の月次GDPは前月比0.8%と高めの伸びを想定しているが、そ

れでも2018年1-3月期の実質GDP成長率は前期比▲0.1% (年率▲0.4%) となることが予想される。

**4** 2018年1-3月期がマイナス成長となれば、2015年10-12月期以来9四半期ぶりとなるが、国内需要の柱である民間消費、設備投資が前期に続き揃って増加すること、在庫変動を除いた最終需要はプラスの伸びを確保することなどから、景気の回復基調は維持されていると判断される。

## 改定される民間在庫変動



(資料) 内閣府「四半期別GDP速報」

**5** 1-3月期の成長率が大きく低下する理由のひとつは、1次速報で内閣府が仮置きしている民間在庫変動(原材料、仕掛品)のマイナス寄与が大きいためである。1次速報でマイナス成長になったとしても、原材料、仕掛品在庫に法人企業統計の結果が反映される2次速報ではプラス成長へと修正される可能性もある。

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」よりご確認ください。

# 景気ウォッチャー調査(18年3月) ～天候不順による影響が和らぐも、改善は限定的

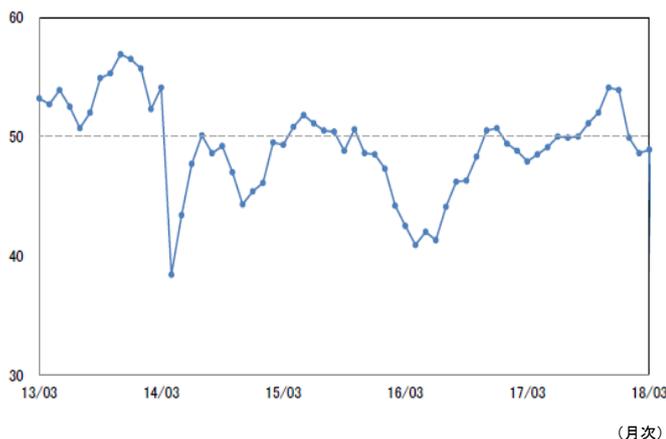
ニッセイ基礎研究所

## 1 景気の実況判断 DI(季節調整値):天候不順による影響が和らぐも、改善は限定的

4月9日に内閣府から公表された2018年3月の景気ウォッチャー調査によると、景気の実況判断DI(季節調整値)は48.9と前月から0.3ポイント上昇し、4ヵ月ぶりの改善となった。しかし、天候要因を主因として、1月(前月差:▲4.0ポイント)、2月(同:▲1.3ポイント)と大きく落ち込んだことに比べると、上昇は小幅に留まっている。

家計動向関連では、天候不順による影響が和らいだことで客足が戻ってきたが、消費者の低価格志向が指摘された。企業動向関連では、受注は好調が続いているようだが、原材料価格が上昇する一方で販売価格への転嫁に苦慮しており、人件費の上昇も収益を圧迫している。雇用関連では、企業の求人活動は活発な一方で、人材をなかなか確保できない企業がみられる。なお、内閣府は、基調判断を「緩やかな回復基調が続いている」に据え置いた。

景気の実況判断DI(季節調整値)

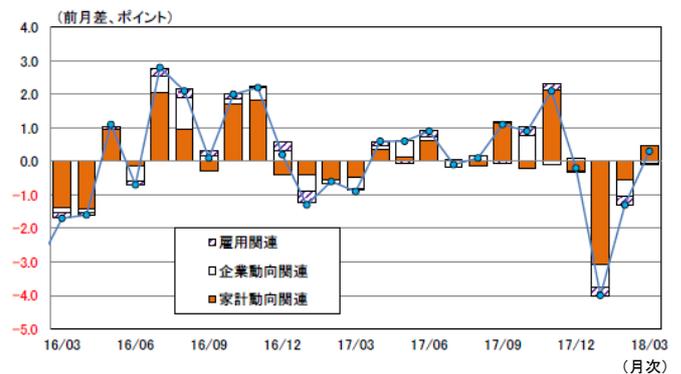


(資料) とともに内閣府「景気ウォッチャー調査」

## 2 家計動向関連が改善も、企業動向関連が悪化

現状判断DI(季節調整値)の内訳をみると、家計動向関連(前月差+0.7ポイント)は改善したものの、企業動向関連(同▲0.3ポイント)、雇用関連(▲0.4ポイント)が悪化した。家計動向関連の内訳については、飲食関連(前月差▲1.1ポイント)は悪化したものの、小売関連(同+0.7ポイント)、サービス関連(同+1.0ポイント)、住宅関連(同+0.2ポイント)が改善した。

現状判断DI(季節調整値)の変動要因



(注) 分野別DIの前月差に各ウェイトを乗じて算出

## 3 景気の先行き判断 DI(季節調整値):先行き懸念が広がり、11ヵ月ぶりに50を下回る

先行き判断DI(季節調整値)は49.6(前月差▲1.8ポイント)と5ヵ月連続で悪化した。高水準での推移が続いていたが、11ヵ月ぶりに節目となる50を下回った。DIの内訳をみると、家計動向関連(前月差▲1.7ポイント)、企業動向関連(同▲1.7ポイント)、雇用関連(同▲1.4ポイント)いずれも大幅に悪化した。

経済・金融フラッシュの全文は、  
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」  
よりご確認ください。

# 消費動向調査

## (平成30年3月実施調査結果)

内閣府 2018年4月9日公表

### 調査結果の概要

#### 1 消費者の意識(二人以上の世帯、季節調整値)

##### (1)消費者態度指数

平成30年(2018年)3月の消費者態度指数は、前月と変わらず44.3であった。

##### (2)消費者意識指標

消費者態度指数を構成する各消費者意識指標について、平成30年(2018年)3月の動向を前月差で見ると、「収入の増え方」が0.5ポイント低下し42.6、「暮らし向き」が0.1ポイント低下し42.0となった。一方、「雇用環境」が0.2ポイント上昇し49.1、「耐久消費財の買い時判断」は0.1ポイント上昇し43.3となった。

また、「資産価値」に関する意識指標は、前月差0.8ポイント低下し42.7となった。

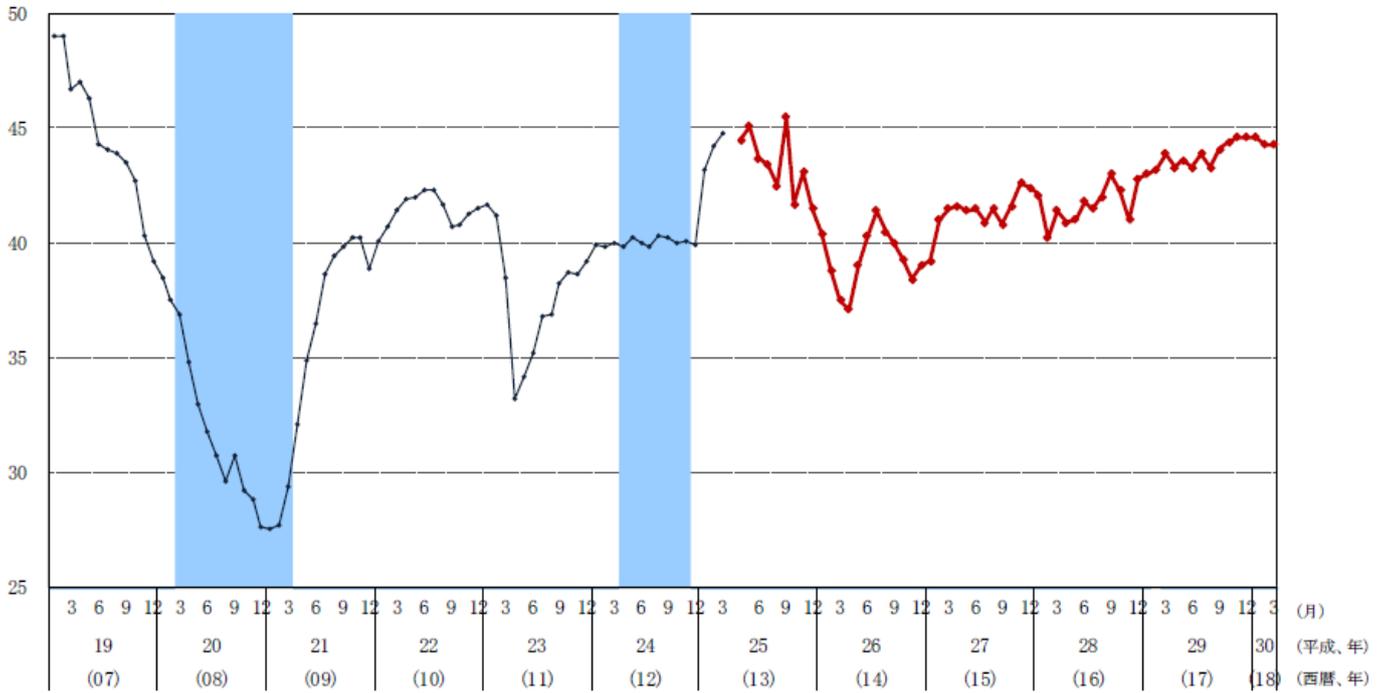
#### 消費者態度指数と消費者意識指標(二人以上の世帯、季節調整値)

	平成29年 (2017年)				平成30年 (2018年)		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
消費者態度指数	44.1	44.4	44.6	44.6	44.6	44.3	44.3
(前月差)	0.8	0.3	0.2	0.0	0.0	▲ 0.3	0.0
暮らし向き	42.6	42.9	43.0	42.7	42.4	42.1	42.0
(前月差)	0.8	0.3	0.1	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.1
収入の増え方	41.9	42.5	42.8	42.8	42.8	43.1	42.6
(前月差)	0.5	0.6	0.3	0.0	0.0	0.3	▲ 0.5
雇用環境	48.3	48.7	48.9	49.0	49.5	48.9	49.1
(前月差)	0.8	0.4	0.2	0.1	0.5	▲ 0.6	0.2
耐久消費財の買い時判断	43.4	43.6	43.8	43.7	43.6	43.2	43.3
(前月差)	0.8	0.2	0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.4	0.1
資産価値	43.5	45.0	45.9	44.3	45.5	43.5	42.7
(前月差)	0.4	1.5	0.9	▲ 1.6	1.2	▲ 2.0	▲ 0.8

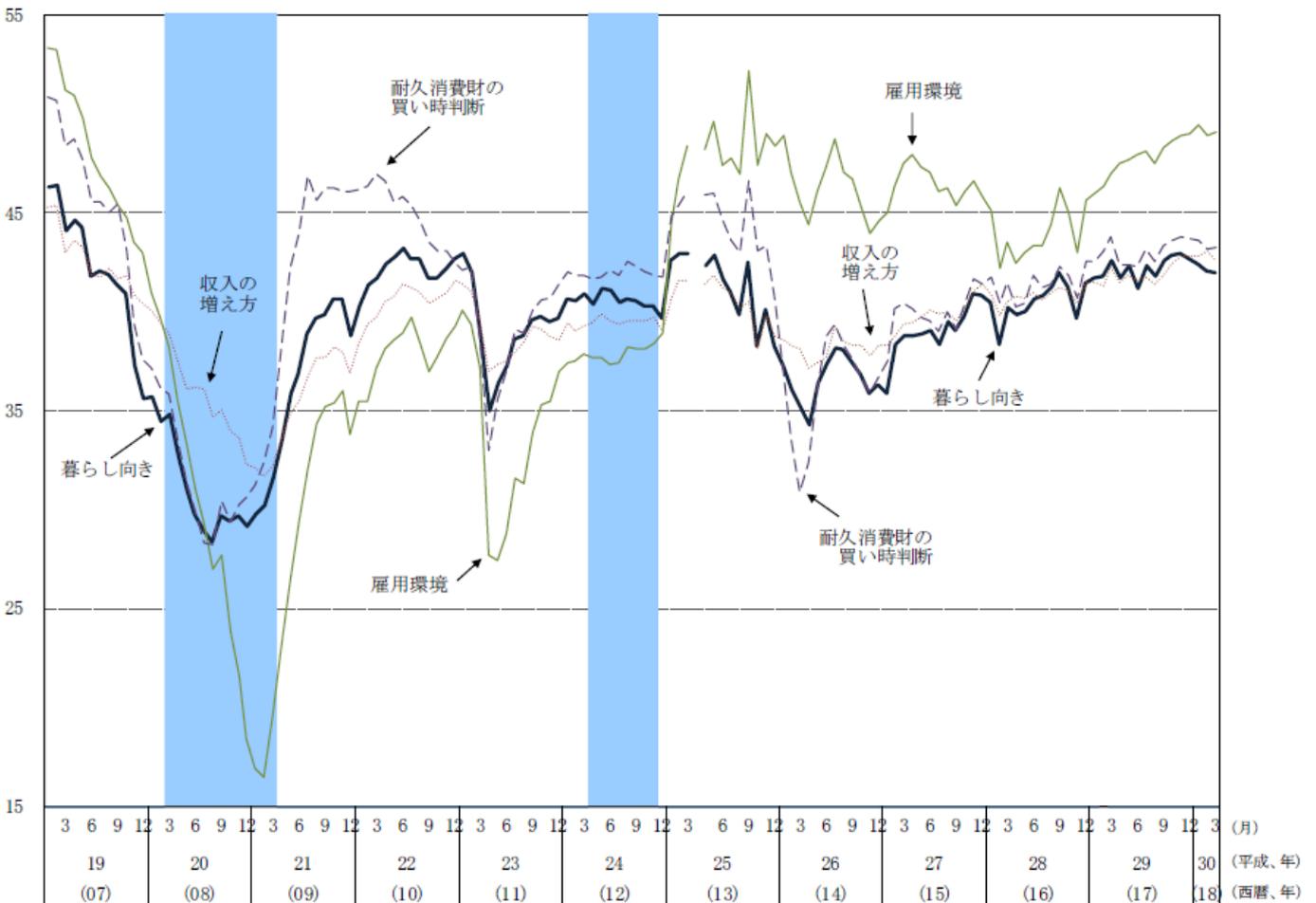
(注)消費者態度指数(季節調整値)は、「暮らし向き」、「収入の増え方」、「雇用環境」、「耐久消費財の買い時判断」の4項目の消費者意識指標(季節調整値)を単純平均して算出している。

消費者態度指数と各消費者意識指標の推移（二人以上の世帯、季節調整値）

①消費者態度指数



②消費者態度指数を構成する消費者意識指標



(注)1 シャドー部分は景気後退期を示す。

(注)2 平成19年(2007年)1、2月は電話調査。平成19年(2007年)3月から平成25年(2013年)3月までは訪問留置調査、平成25年4月から郵送調査で実施。

## 2 物価の見通し(二人以上の世帯)

平成30年(2018年)3月の1年後の物価に関する見通しで、最も回答が多かったのは「上昇する(2%未満)」(35.0%)であった。

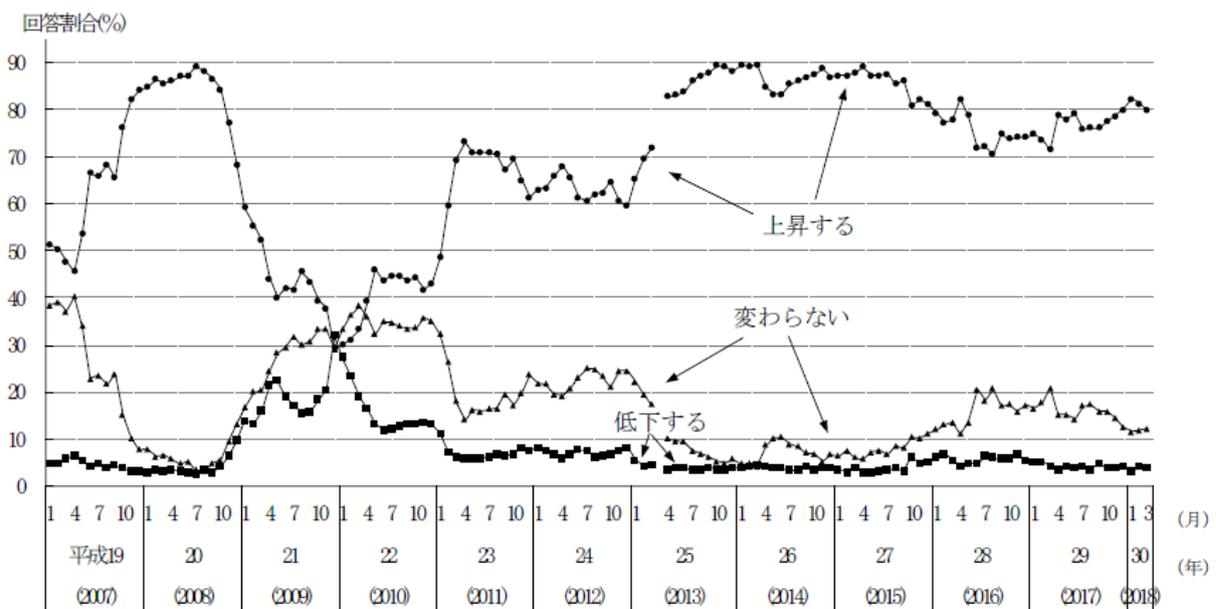
前月差でみると、「上昇する」の回答の割合が1.5ポイント、「低下する」が0.4ポイント、それぞれ減少したのに対して、「変わらない」が0.3ポイント増加した。

### 消費者が予想する1年後の物価の見通し(二人以上の世帯、原数値)

(単位: %)

		平成29年 (2017年)				平成30年 (2018年)		
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
低下する	▲5%以上	0.3	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5
	▲5%未満～ ▲2%以上	0.8	0.8	0.7	0.9	0.9	1.0	0.7
	▲2%未満	3.8	2.5	2.5	2.6	1.9	2.6	2.4
	(計)	(4.9)	(3.7)	(3.7)	(4.0)	(3.2)	(4.0)	(3.6)
	(前月差)	(1.4)	(▲1.2)	(0.0)	(0.3)	(▲0.8)	(0.8)	(▲0.4)
変わらない	0%程度	15.8	15.8	14.5	12.5	11.5	11.8	12.1
	(前月差)	(▲1.5)	(0.0)	(▲1.3)	(▲2.0)	(▲1.0)	(0.3)	(0.3)
上昇する	2%未満	37.0	35.1	34.8	34.1	34.7	34.0	35.0
	2%以上～ 5%未満	27.4	29.7	31.3	32.8	33.3	33.9	30.9
	5%以上	11.8	12.7	12.5	13.1	14.4	13.4	13.9
	(計)	(76.2)	(77.5)	(78.6)	(80.0)	(82.4)	(81.3)	(79.8)
	(前月差)	(0.1)	(1.3)	(1.1)	(1.4)	(2.4)	(▲1.1)	(▲1.5)
分からない	3.1	3.0	3.2	3.6	2.9	2.9	4.4	

### 消費者が予想する1年後の物価の見通しの推移(二人以上の世帯、原数値)



(注)平成24年度(2012年度)までは訪問留置調査(ただし、上図のうち平成19年(2007年)1、2月は電話調査)、平成25年度(2013年度)から郵送調査で実施。

消費動向調査(平成30年3月実施調査結果)の全文は、  
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



# 人材不足を補う外国人労働者の戦力化を図る 外国人労働者の 活用のポイント

- 1.外国人雇用の背景と実態
- 2.外国人労働者受入れ時の各種手続きと留意点
- 3.増加している外国人実習生を保護する技能実習制度
- 4.外国人労働者の戦力化と定着につなげた事例



## ■参考文献

- 『高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために雇用管理改善に役立つ好事例集』(厚生労働省)  
『必ず取れる 就労ビザ! 外国人雇用ガイド』小島 健太郎著 (セルバ出版)  
『外国人 研修・技能実習生 支援マニュアル』佐野誠・秋山周二著 (日本加除出版)  
『失敗しない 外国人社員の人事労務管理』木全 美千男、福田 敦子 宇代 謙治共著 (中経出版)

# 1

## 企業経営情報レポート

# 外国人雇用の背景と実態

日本国内の景気回復基調において、わが国の労働力人口が減少している中で、人手不足に悩む中小企業は増加しています。このような経営環境の中で、中小企業にとっては、外国人労働者は重要な職場の担い手となっており、我が国の産業を下支えしているといっても過言ではありません。経済社会の国際化に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は増加傾向にあり、我が国の労働市場に及ぼす影響は看過できないものとなっています。このような外国人労働者と企業との間で言葉や文化の違いから退職やトラブルにつながってしまう事例も多発しています。本レポートでは、外国人労働者を既に雇用、あるいはこれから雇用を検討している経営者に外国人労働者を雇用する際のポイントについて解説します。

### ■ 外国人雇用の実態

外国人労働者数は 1,278,670 人（平成 29 年 10 月現在）。前年同期比で 194,901 人（+18.0%）増加し、過去最高を更新しています。増加している要因は、政府がわが国の労働力不足を補うために、外国人労働者の受け入れを積極的に推進していることが大きく作用しています。

外国人労働者を雇用している事業所の規模は、「30人未満事業所」が最も多く、事業所全体の57.5%を占めており、外国人労働者全体の33.9%を占めています。

事業所数は、どの規模においても増加しており、特に、「30人未満」規模事業所では前年同期比で14.2%増加であり、最も大きな増加率となっています。

産業別では、製造業が最も多く、外国人労働者数全体の約30%を占めています。

### ■ 外国人労働者の増加要因

- 政府が推進している高度外国人材や留学生の受け入れが進んでいる
- 雇用情勢の改善が着実に進み、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく在留資格の方々の就労が増えている
- 技能実習制度の活用が進んでいること 等

### ■ 国籍別の状況(平成29年10月末現在)

国籍	人員	割合	増加率
中国	372,263 人	全体の 29.1%	前年同期比 8.0%増
ベトナム	240,259 人	同 18.8%	同 39.7%増
フィリピン	146,798 人	同 11.5%	同 15.1%増
ブラジル	117,299 人	同 9.2%	同 10.0%増
ネパール	69,111 人	同 5.4%	同 31.0%増

# 2

## 企業経営情報レポート

# 外国人労働者受入れ時の各種手続きと留意点

### ■ 日本で働くことのできる在留資格

入管法では、外国人が日本に在留して仕事に就くためには、在留資格を取得することが求められており、在留資格のない外国人は就労することはできません。

日本の在留資格制度は、外国人の入国と在留の管理を行うために設けられています。

日本国籍を離れた者、または出生その他の事由により上陸許可の手続きを受けることなく日本に在留することとなる外国人も、在留資格を持って日本に在留する必要があります。

そのうち、日本での就労が認められている在留資格は、以下の通りです。

### ■ 就労が認められる在留資格

在留資格	該当例	在留資格	該当例
外交	大使、公使 等	医療	医師、看護師
公用	大使館職員 等	研究	研究者
教授	大学教授 等	教育	語学教師 等
芸術	作曲家、画家 等	技術・人文知識・国際業務	通訳、デザイナー、技術者 等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師 等	企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
報道	外国の報道機関の記者 等	興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手 等
高度専門職	ポイント制による高度人材	技能	調理師、スポーツ指導者、飛行機の操縦者等
経営・管理	企業等の経営者・管理者	技能実習	技能実習生
法律・会計業務	弁護士、公認会計士 等	特定活動	経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師 等

# 3

## 企業経営情報レポート

# 増加している外国人実習生を保護する技能実習制度

### ■ 外国人技能実習制度の目的と実態

#### (1)外国人技能実習生の管理監督体制を強化するための「技能実習法」

外国人技能実習制度は、「我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とする」と定められています。

しかし、技能実習生の増加とともに、管理監督体制が不十分なことによるトラブル事例が多発し、管理監督体制を強化するために、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が2016年11月に可決・成立されました。

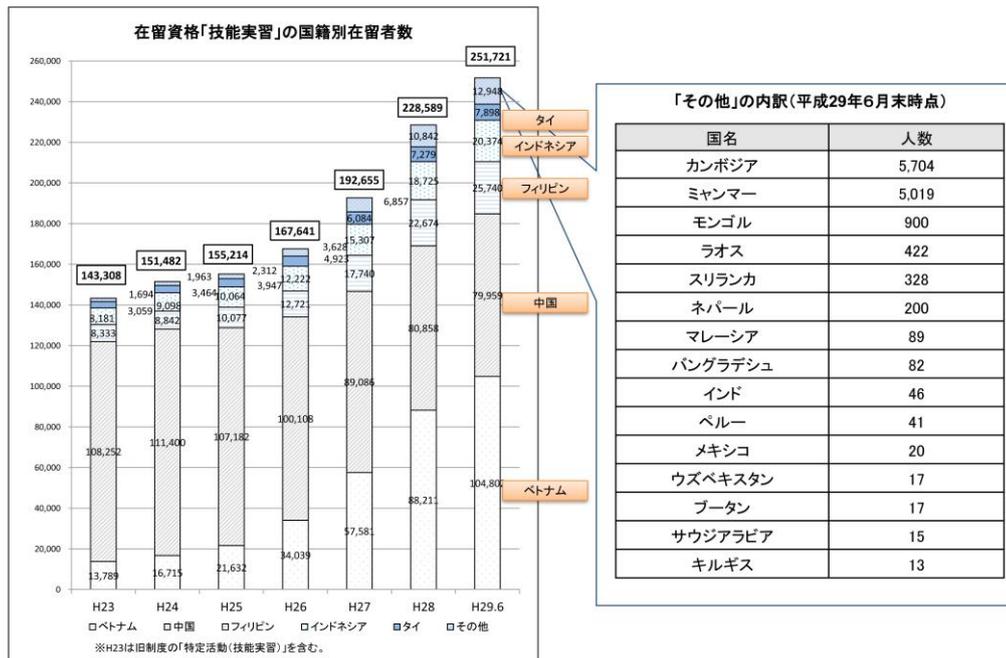
#### ■ 技能実習制度の目的

- 日本で修得した技能を活かし、自国の経済発展・産業振興に貢献
- 学んだノウハウを品質管理、コスト改善等の事業改善に役立てる
- 開発途上国における国民の雇用機会の提供
- 我が国の企業の人材不足をカバーする 等

#### (2)技能実習生数の推移

技能実習生数は、平成29年6月時点で技能実習生数25万人（平成28年度比約10%増）となっておりますが、今後も年々増加傾向になる見通しです。

#### ■ 技能実習(国籍別在留者数)の推移(法務省データ)



# 4

## 企業経営情報レポート

# 外国人労働者の戦力化と定着につなげた事例

### ■ 採用時に業務内容を明確に伝えているA社

#### A社のプロフィール

- 従業員数：40人（外国人9人）
- 国籍：中国、韓国、シンガポール、ベトナム、コロンビア、アメリカ等
- 年齢・性別：20～30代、男女比率は2:7
- 勤務年数：1～5年程度
- 担当職種：総合職、専門職

### (1) 雇用管理改善の背景・動機

A社は、総合職と専門職に分け、国内外から新卒・キャリア採用を行っています。

国内の留学生の採用に当たっては「ジョブディスクリプション（職務記述書）」に対するハードルは低い一方で、キャリア採用や海外からの直接採用に当たっては、就社という概念がなく「自分の専門性を生かしたい」という世界共通の考え方があるため、オファーレターに業務内容をしっかり書かなければ、優秀な人材の確保が難しいことを痛感していました。

### (2) 雇用管理改善

海外の大学・大学院出身で、一定のキャリアを積んだ高度外国人材には、就社という概念がなく、「自分の専門性を生かしたい」という気持ちが強いのが特徴です。そのため、海外から高度外国人材を採用する際、「ジョブディスクリプション」を細かく提示せず大きな方向性だけ提示して、入社後の業務内容は幅広く柔軟に対応するというやり方だと、特に海外の一流大学出身の外国人材は採用できないことがわかりました。そこで、まず採用職種を総合職と専門職に分け、総合職の場合は担当業務に少し幅を持たせる一方で、専門職の場合はどのような業務に従事するのかを細かく決めました。

### (3) 採用時の取り組みの工夫

採用に当たっては、海外の習慣を理解した上で、「ジョブディスクリプション」を細かく提示することが重要ですが、日本国内における業務に及びまで、すべてを海外流にする必要はないと考えています。専門職の人材とはいえ、実際の業務に当たっては、明確化した業務範囲のみを全うすればよいというわけではなく、派生する関連業務をこなす必要が生じますので、採用時に「ジョブディスクリプション」を明確に提示することはもちろんのこと、「業務範囲は場合によってはこれだけではない」ということを申し添えています。そうすることで、高度外国人材側からの「話が違うではないか」といった不満や、周囲の日本人従業員側からの「なぜ彼や彼女は狭い業務範囲だけこなして認められるのか」といった不満を予め防ぐことができるからです。

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル:事業承継・相続 > サブジャンル:相続税の基本

## 相続人となる子供の範囲

**私たち夫婦には子供がいません。祖父母・兄弟姉妹に相続することを考えておらず、養子縁組を考えています。養子を設ける場合、何人まで認められますか。**

相続人となる子には、実子のほか養子も含まれます。

養子は、生理的にみて血のつながりはありませんが、養子縁組の届出をすることによって実子と同じ身分が与えられます。但し無制限に養子の数を認めてしまうと、租税回避行為につながるため、養子の数に制限を設けています。

### ■法定相続人の数に含める養子の数について

#### (1) 被相続人に実の子供がいる場合

この場合の法定相続人の数に含められる養子の数は一人までです。

#### (2) 被相続人に実の子供がいない場合

この場合の法定相続人の数に含められる養子の数は全部で二人までです。

しかし、この一人又は二人の養子の数を法定相続人の数に含めることで相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合には、この一人又は二人であっても法定相続人の数に含めることはできません。

なお、次の四つのいずれかに当てはまる人は、実の子供として取り扱われますので、すべて法定相続人の数に含めることになります。

- (イ) 被相続人との特別養子縁組により被相続人の養子となっている人
- (ロ) 被相続人の配偶者の実の子供で被相続人の養子となっている人
- (ハ) 被相続人と配偶者の結婚前に特別養子縁組によりその配偶者の養子となっていた人で、被相続人と配偶者の結婚後に被相続人の養子となった人
- (ニ) 被相続人の子供が既に死亡しているか、相続権を失ったため、その子供に代わって相続人となった直系卑属。なお、直系卑属とは子供や孫のことです。

特別養子とは、原則として6歳未満の者の福祉のために特に必要があるときに、その者と実父母との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を成立させる縁組制度により養子となった者をいいます。

ジャンル:事業承継・相続 > サブジャンル:相続税の基本

# 配偶者の税額軽減制度とは

配偶者である夫が亡くなりましたが、  
相続税を計算する上で妻である私には  
どのように税金が課税されるのでしょうか。

相続税法では、配偶者の老後の生活保障や被相続人の財産の形成に貢献しているなどの理由により、税額を軽減する措置をもうけております。

## ■配偶者の税額軽減制度の概要

配偶者の税額軽減の制度とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際にもらった正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

(配偶者の税額軽減額) = (相続税の総額 × 次の①又は②のいずれか大きい方の金額) ÷ (課税価格の合計額)

① 1億6千万円 ② 配偶者の法定相続分相当額

(注) 上記算式で計算した金額が、配偶者の算出相続税額(贈与税額控除額の金額)を超える場合には、算出相続税額が上限になります。なお、この取扱いは婚姻期間に関係なく、相続時点で婚姻の届出を提出している配偶者に対し適用されます。したがって、内縁関係にある人には適用できません。次に、配偶者の税額軽減の適用を受ける際の注意点が3点あります。

### ①申告要件

この特例の適用を受けるためには、相続税の申告書を提出する必要があります。この軽減により税額がゼロになる場合でも、申告書は提出しなければなりません。

### ②財産が未分割の場合

この特例は、原則として、申告時限までに遺産分割が調い、配偶者が取得この配偶者の税額軽減は、配偶者が遺産の分割などで実際にもらった財産を基に計算されることになっています。したがって、相続税の申告期限までに遺産分割が調っていない場合(「未分割」といいます)には、この特例は適用できません。ただし、相続税の申告期限後3年以内(注)に遺産分割が調い配偶者が取得する財産が確定した場合には「更正の請求」を行なうことにより、この特例の適用を受けて、税金を還付してもらうことができます。

(注) 申告期限後3年以内に分割できないやむをえない事情があり、税務署長の承認を受けている場合には、その事情がなくなってから4ヶ月以内となります。

### ③仮装・隠蔽した財産がある場合

相続税の税務調査等で、相続等により財産を取得した人が被相続人の財産を仮装または隠蔽していたことがわかった場合は、その仮装・隠蔽された財産について、この特例は適用できません。

## 週刊 WEB 企業経営マガジン No. 572

---

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

---

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複製することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。

---